

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議の開催について

令和 7 年 2 月 6 日
特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び
分野別運用方針に関する有識者会議座長決定

- 1 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の下、特定技能制度及び育成就労制度（以下「両制度」という。）の分野別運用方針を定めるに当たって、両制度の技能評価に関する方針や試験等の適正性等を検討し、有識者会議に検討結果を報告することを目的として、特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催する。
- 2 専門家会議の構成員は、有識者会議の座長が指名する者とする。
- 3 専門家会議に座長及び座長代理を置き、座長及び座長代理は専門家会議の構成員のうちから有識者会議の座長が指名する者とする。
- 4 専門家会議の座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 専門家会議の庶務は、法務省及び厚生労働省において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門家会議の運営に関する事項その他必要な事項は、専門家会議の座長が定める。